



政一発 第 128 号

2024 年 1 月 4 日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人 日本貿易会
経理委員会

実務対応報告公開草案第 67 号

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理
及び開示に関する取扱い(案)」等に対する意見提出の件

以下は、実務対応報告公開草案第 67 号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い(案)」等(以下「本公開草案」と言う。)に対する一般社団法人日本貿易会経理委員会(以下「当会」と言う。)のコメントである。一般社団法人日本貿易会は、日本の貿易商社及び貿易団体を中心とする貿易業界団体であり、当会は、本邦会計基準及び国際会計基準への対応を主な活動内容の一つとしている。(末尾に当会の参加会社を記載。)

質問 1(連結財務諸表及び個別財務諸表における取扱いに関する質問)

(質問 1-1) 法人税等の計上時期に関する質問

本公開草案では、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等については、対象会計年度となる連結会計年度及び事業年度において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき当該法人税等の合理的な金額を見積り計上することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

(質問 1-2) 見積りの取扱いに関する質問

本公開草案では、財務諸表の作成時点において一部の情報の入手が困難な場合の見積りに関する考え方を示すことを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

(質問 1-2) 見積りの取扱いに関する質問

同意する。

適用初年度の翌年度以降においても、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を見積るうえで、必要な情報を適時かつ適切に入手することが困難であると考えられるため、企業が財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき法人税額を合理的に見積もっている限りは、見積金額と確定額等との差額は誤謬にはあたらないとの考えは、適用初年度の翌年度以降においても適用されることが妥当だと考える。

質問 5(四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表における注記に関する質問)

本公開草案では、前連結会計年度及び前事業年度においてグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しており、当四半期連結会計期間及び当四半期会計期間において、当連結会計年度及び当事業年度におけるグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等が重要であることが合理的に見込まれる場合に本公開草案第 7 項を適用するときは、その旨を注記することを提案しています。また、重要であることが合理的に見込まれる場合に該当するかどうかは、前連結会計年度及び前事業年度に入手した情報並びに四半期財務諸表の作成時に入手可能な情報に基づき判断することになると考えられる旨を示すことを提案しています。これらの提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

以下の理由により、同意しない。

質問 2 の提案理由において、「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等は対象会計年度の年間の利益や税額控除等を用いて対象範囲の判定や見積りを行うことから、四半期会計期間の利益等に基づき、年度と同様の方法により計算することが困難」であるため、四半期における見積り計上を不要とする旨が提案されている。

一方で、質問 5 の提案では、当四半期連結会計期間及び当四半期会計期間において、「当連結会計年度及び当事業年度におけるグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等が重要である

ことが合理的に見込まれる」か否かの判断が必要となることから、質問 2 の提案理由の趣旨が損なわれる可能性があると考えられる。

したがって、本公開草案第 11 項に記載されている「当連結会計年度及び当事業年度におけるグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等が重要であることが合理的に見込まれる場合に」部分を削除し、「当四半期連結会計期間及び当四半期会計期間において、本公開草案第 7 項を適用するときは、その旨を注記する」とすることを提案する。

質問 8(補足文書(案)に関する質問)

適用初年度において情報の入手が困難な場合に考えられる見積りの一例を補足文書として示すことを予定しています。この補足文書(案)についてご意見があればコメントをお寄せください。
--

補足文書(案)は「適用初年度の見積りの一例」であるとされているが、適用初年度の翌年度以降も税務申告と財務諸表等の開示に大きなタイムラグ(15 か月)がある状況に変わりなく、企業側の負担も初年度から大きく変わらないことが想定される。

こうした状況下で、あくまで当該補足文書(案)は初年度だけに限られるものなのか、2年目以降についても参照可能なのか、2年目以降は初年度の実務対応を踏まえて再度こうした補足文書を公表するのかといった、2年目以降の対応方針を示して頂きたい。

以上

一般社団法人日本貿易会

〒100-0013

東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 1 号

霞が関コモンゲート西館 20 階

経理委員会委員会社

伊藤忠商事株式会社

稲畑産業株式会社

岩谷産業株式会社

兼松株式会社

興和株式会社

CBC 株式会社

JFE 商事株式会社

神栄株式会社

住友商事株式会社

双日株式会社

蝶理株式会社

豊田通商株式会社

長瀬産業株式会社

日鉄物産株式会社

野村貿易株式会社

阪和興業株式会社

株式会社ホンダトレーディング

丸紅株式会社

三井物産株式会社

三菱商事株式会社